

nagomi お知らせ news
クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を設置しました

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

▶ **クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？**
クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラート*が発表された際に、暑さを避けて休息をとれる場所です。
和水町においては、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを、通常時にも利用できる「涼みどころ」としても開放します。
外出する際には、十分な水分補給をするとともに、適宜、クーリングシェルターなどを活用し、熱中症予防に努めましょう。

※熱中症特別警戒アラートとは？…危険な暑さへの注意喚起と熱中症を防ぐための行為を呼びかけるものです。県内の暑さ指数予測地点の全てで、翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35に達する場合に、熱中症特別警戒アラートが発表されます。

▶ **和水町クーリングシェルターの一覧**

施設名	開放日	時間帯	受入可能人数
本庁 1 階ロビー	月～日曜日	8:30～17:15	20人
三加和支所内	月～日曜日	8:30～17:15	10人
中央公民館 1 階ロビー	月～日曜日	9:00～22:00	20人
三加和公民館 1 階ロビー	月～日曜日	9:00～22:00	30人
和水町福祉センター内	月～土曜日	8:30～17:30	10人

▶ **クーリングシェルター運用期間**
10月23日頃まで

▶ **このマークが目印です**



▶ **利用にあたっての注意点**
・飲料は、各自でご持参ください。
・アルコールの持参は、ご遠慮ください。
・指定場所の温度調節はできません。
・各施設の開館時間内にご利用ください。
・その他、利用にあたっては施設の指示に従ってください。

nagomi お知らせ news
福祉・介護相談会&権利擁護相談会を開催します

☎ 福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

8月23日(金)に和水町福祉センターで福祉・介護相談会&権利擁護相談会を開催します。「福祉サービスを使いたいけど、どうすれば良いかわからない」や「いろいろな書類がくるけど、どう手続きしたら良いかわからない」等の相談に、社会福祉士や保健師等の専門職及び社協の職員が相談をお受けします。お気軽にお申し込みください。

——地域福祉権利擁護事業って？——
認知症や障害などで判断能力が十分でない方のため、サービス利用の契約やお金・通帳の管理を本人にかわって行います。

▶ **と き**：8月23日(金)
午後10時00分～12時00分
▶ **と ころ**：和水町福祉センター（平野1276番地3）
▶ **参加費**：無料
▶ **参加方法**：電話での事前申し込み



▶ **申し込み、問い合わせ先**
・役場福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724
・和水町社会福祉協議会 ☎0968・34・2366

nagomi お知らせ news
和水町低所得世帯支援給付金(新たにR6年度非課税世帯・均等割のみ課税世帯・こども加算)のご案内

☎ 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して給付金（10万円）を支給します。
また、対象の世帯において扶養されている18歳以下（平成18年4月2日以降出生）の児童1人当たり5万円を支給します。
支給対象者には、7月中旬に確認書などを送付していますので、ご確認ください。

【注意】令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金（7万円または10万円）の支給対象世帯は、この給付金の支給対象ではありません。

▶ **申請期限**：9月30日(金)まで

nagomi お知らせ news
風しん抗体検査が無料で受けられます 「熊本県風しん抗体検査事業（県事業）」

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

▶ **対象者**：
熊本県内（熊本市を除く）に住んでいる人で、次の①または②に該当する人。
①妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者。
②風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者。
▶ **実施期間**：
令和6年4月1日～
令和7年3月31日まで



▶ **検査の流れ**：
①対象者が最寄りの保健所、和水町役場保健子ども課または三加和支所地域振興課で抗体検査申込書を記載する。
②保健所または和水町が申込者に対して受診券を発行する。
③申込者自身が医療機関に電話などで検査の予約をする。
④申込者は受診券等の必要書類を医療機関に持参し、検査を受ける。
⑤検査後、医療機関から結果通知書が送付される。

nagomi お知らせ news
風しん予防接種の費用助成について

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

▶ **対象者**：
予防接種を受ける日に和水町に住所を有し、且つ過去に当事業の助成を受けたことがなく、次の①、②又は③のいずれかに該当する人
①上記「熊本県風しん抗体検査事業（県事業）」において予防接種が必要と判断された人
②妊娠を希望する女性とその配偶者（婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）で、過去の風しん抗体検査において、風しん抗体価が低かった（HI抗体価が16倍以下に相当）人
③風しん抗体価が低い、妊娠している女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）で、過去の風しん抗体検査において、風しん抗体価が低かった（HI抗体価が16倍以下に相当）人

▶ **実施期間**：
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
▶ **助成金の請求方法**：
1) 予防接種費用を医療機関の窓口で一度全額支払う。
2) ①予防接種の領収書②抗体価が低いことが証明できるもの（抗体検査結果、母子手帳等）③振込先通帳もしくはカードの3つを持って和水町役場本庁もしくは三加和支所地域振興課の窓口で申請する。
3) 後日、指定された口座に1万円を上限に助成します。（過去に助成を受けた人は対象外となります）。

※風しん追加的対策事業（風しん第5期予防接種）のお知らせではありません。